

大和市告示第69号

大和市経営安定資金利子補給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市経営安定資金利子補給要綱の一部を改正する要綱

大和市経営安定資金利子補給要綱（平成21年大和市告示第272号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱は」の次に「、大和市企業活動振興条例（平成30年大和市条例第 号）第3条に規定する基本理念にのっとり」を加える。

第6条中「額（）」の次に「受給資格者が次条の規定による申請時点において、国が制定した健康経営優良法人認定制度の認定を受けている場合にあっては、当該実際に支払った合計額。それらに」を加える。

第7条第1項に次の1号を加える。

(3) 健康経営優良法人認定制度の認定を受けている場合は、それを証する書類

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。